

感染症発生動向調査事業とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「法」という。)第12条から第16条に基づき、

- 感染症に関する医師等からの情報収集【法第12条～14条】
- 専門家による解析(必要に応じ、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査(積極的疫学調査))【法第15条】
- 国民・医療関係者への情報提供及び公開【法第16条】

を行うことにより、**感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止することを目的とする**

【創設年度】 平成11年度

【実施主体】 都道府県、政令市、特別区

【負担率】 ½ (平成27年度国庫負担金予算額:757,926千円)

【関連規定】

○法第12条(全数把握)・・・医師から都道府県知事に届け出

○法第13条(動物由来感染症の全数把握)・・・獣医師から都道府県知事に届け出

○法第14条(定点把握)・・・都道府県知事が開設者の同意を得て指定届出機関を指定

指定届出機関の管理者は都道府県知事に届け出

○法第15条(積極的疫学調査)・・・感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査

○法第16条(感染症情報の公表)・・・収集した情報の分析、インターネット等の方法による公表

注)氏名等の個人を識別できる情報を除く。